

戦国期における城誘

— 城誘に関する一分析 その2 —

三重野

誠

はじめに

かつて、拙稿「城誘に関する一分析－戦国末期の大友領国を素材として－」⁽¹⁾において、大友宗麟・義統父子の時代に限つて大友氏の「城誘」について史料を通して検討を加えた。その結果、城誘の具体的な行為として「土囲廻屏」「普請」等による城郭の整備・拡張行為が考えられるし、その行為を行う主体は、当該城郭に在城している当事者、もしくはその城郭の位置する近辺に居住する在地領主たちで、「以在城」「方角之儀」といった、当事者負担の原則もしくは相互扶助の論理等を理由に動員させられたとした。

しかし、検討した時期が大友宗麟・義統父子の時期と非常に限られており、また、城誘の行為が「土囲廻屏」や「普請」といった漠然としたもので、具体的な行為とするにはあまりにも不十分であり、城誘が行われた城が領国にとつてはたす影響などについても考察が行われていなかつた。そのため、本稿では、室町時代以降を検討の対象時期とし、また御存知のように、この時期の豊前・豊後が大内・大友の支配下にあつたことから、豊後国内の大友領国に限定することなく、広く大分県域に対象地域を広げて、城誘の内容や、その行為が領国に及ぼした意義などについて史料を通して検討していきたい。

一、城誘の初見

では、まず城誘という表現は、何時の頃から使用されはじめるのであろうか。大分県内の城郭に限ると次の宇佐宮御作事方条々御法度⁽²⁾捷書案が初見ではないだろうか。

(前略)

内封四郷封戸・高家・辛嶋普請夫定役在之、この外社官衆領事、先年妙見尾御城誘おほせ付らるゝ時、彼儀御免ニをひてハ、社用夫事、可致馳走之由雖被申、いまに社用をも無沙汰候、於已後者郡使裁判に任て、可被遂其節、若猶其実なきにをひてハ、別段之儀を可被仰付事、

(中略)

大永二年三月日

左衛門尉

これは大永二(一五二二)年に左衛門尉が制定した宇佐宮作事方に關する条々書であるが、これを見ると、社官衆の領地について大永二年より以前に、妙見尾の御城誘が命じられたが免除されたことがわかる。つまり、一五二二年より以前に御城誘といふ表現のもとに妙見岳の築城もしくは改修が行われていたことを意味するものではないだろうか。そしてこの御城誘を命じた人物は、この時期に宇佐宮のある豊前国を支配していた大内氏であることに間違いあるまい。

では、一五二二年以前のいつの頃から妙見岳の築城もしくは改修が行われたのであろうか。これを考える史料として永正二年七月付け佐田泰景軍忠状⁽³⁾をあげることができる。この史料の一つ書の二カ条目に「一明応八年七月廿五日、(中略)同十月上旬、宇佐郡院内衆同心仕、執誘妙見尾致在城之処、豊後一国勢令出張之、劍山仁陣取」という文言が見える。城誘という表記

は見えないが、明応八（一四九九）年の十月上旬より、佐田泰景は大友軍と対峙するため、院内衆と同心して妙見尾に何らかの防護施設を執誘え在城したことがわかる。この軍忠状の一つ書の一ヵ条目によると、妙見尾に在城するまでの佐田泰景は、まず菩提寺に籠もり、その後、大内氏の援軍到着以降は飯田山・佐田山に陣を構えていたことがわかる。そして、一四九九年十月以降、院内衆と共に妙見尾に防護施設を執誘え、劍山の大友軍と対峙したのである。ただし、妙見尾に籠まる佐田や安心院・飯田らは協議して一旦退城し、豊前の宇佐郡・下毛郡は一時期大友親治の手に落ちたが、文亀元（一五〇一）年には、妙見尾は再び大内方の佐田氏や宇佐郡衆によって奪回された。また、明応八年十一月廿二日付で佐田泰景に宛てた大内義興感状に「去月上旬以来、於宇佐郡妙見尾令在城・当城堅固次第、高名之至、更無比類」とあり、この妙見尾が堅固であったことを大内義興が認識していたこともわかる。

以上のことを見て、先の宇佐宮御作事方条々御法度捷書案⁽⁵⁾を見てみると、妙見尾の御城誘を命じたのは、妙見尾の堅固さに着目し、それを豊前支配の一拠点として維持しようとした大内氏であると考えられる。そして、御城誘は、大友氏に対峙するために佐田氏や院内衆らが明応八年に妙見尾に執誘えた城郭が、文亀元年以降再び大内氏方のものとなるに及んで、その堅固さに着目した大内氏が、佐田氏ら在地領主たちが独自に執誘えた城郭を、大内氏の拠点城郭として把握するため、御城誘の表現をつかって再整備することを意味したのではないだろうか。

そのため大内氏は、これ以降、妙見岳城の維持を積極的に進め、大友氏もこの妙見岳城の陥落を目指して幾度となく合戦に及んでおり、この点に関しては、『院内町誌』第二編第三章第二節の三「妙見岳城の攻防と城番」⁽⁶⁾で詳細に論じられている。そのため、ここでは、妙見岳城を巡る合戦の経緯を述べることは止め、大内氏が如何にして妙見岳城の維持管理を行ったのかという点について、次の四点の史料から見ていきたい。

まず、天文年間の九月二十一日に元重次郎右衛門尉に宛てて杉重矩・貫隆仲から出された連署奉書⁽⁷⁾を見てみる。

妙見岳芝矢倉三間事、去七月大雨之時少々崩損之處、以人夫五十一人、芝以御城納築繕之由、貫備後守注進、遂披露候、神妙之通被仰出候、弥馳走肝要候、恐々謹言、

九月廿一日

隆仲(花押)

元重次郎右衛門尉殿

重矩(花押)

これを見ると、七月の大霖によつて妙見岳の芝矢倉三間が崩壊したので、宇佐郡の土豪である元重次郎右衛門尉が五十一人の人夫を従え芝を妙見城に搬入し修繕したことが分かる。そして、この修繕の努力を貫備後守が山口の大内氏へ注進し、披露した旨が記されている。

では、次に同じく天文年間の十一月十五日に萩原孫三郎に宛てて右田興実が出した書状⁽⁸⁾を見てみる。

去八月四日大風に、当御城屏破損之砌、普請者十人繩三束馳走候、其後修覆屏五間、人数以廿人所勤候、別而再度御馳走、則可達 上聞候、弥御心懸可為肝要候、恐々謹言、

十一月十五日

興実(花押)

萩原孫三郎

今度は八月四日に大風があり、当御城の屏が破損したため、宇佐郡の土豪萩原孫三郎が普請者十人と繩三束を馳走し、その後に屏五間の修復のため人夫二十人を動員したことがわかる。この文書の場合、「当御城」の表記のみでどこの城なのかは不明であるが、後掲する萩原道昌条々事書と併せて考えれば妙見岳城であることは間違いないと思われる。

次も同じく天文年間の十二月四日に今仁藤右衛門尉へ宛てて杉重矩・貫隆仲から出された連署書状を見てみる。

就去秋風雨、妙見岳御城誘令大破之間、被差下佐田次郎隆景、当御城衆井郡内諸給人、以臨時之儀可被勤之由被相触之處、雖為無足屏壠間分材木御城納之由、右田下野守興実並隆景注進之趣遂披露訖、頓被相調次第御感之至候、弥御城方之儀馳走可為肝要旨候、恐々謹言、

十二月四日

隆仲
判

重矩
判

今仁藤右衛門尉殿

これによると、去る秋の風雨によつて大破した妙見岳の御城誘を行つたことがわかる。そしてその御城誘のため、大内氏は佐田隆景を派遣し、妙見岳に在城している者と宇佐郡内の諸給人に臨時の課役を命じ、これを受けた宇佐郡の土豪今仁氏が無足であるにも関わらず、屏一間分の材木を城納していることがうかがえる。

では、最後に天文十五年頃に萩原道昌が杉伯耆守重矩へ提出した条々事書を見てみる。

(前略)

一 至雲州被成 御進発之条、御留守中事、妙見岳御城番仕、御開陣之時、似合愁訴等可申上通、被対貫備後守、以御奉書之上、堅被申催候之条、存其旨、從去天文八年至同十二年、無油断遂御城番、普請等所勤仕候、殊度々風雨、御城及大破候時者、別而分過之馳走仕、御奉書數通給置候、

(中略)

五月十二日

道昌(花押)

杉伯耆守殿 人々御中

これを見ると、萩原道昌は、大内氏が尼子氏と合戦するため出雲に出立した際に、妙見岳の御城番を務めていたことがわかる。そして、その城番期間は天文八(一五三九)年から天文十二年に及び、その間に普請等を行い、特に度々の風雨で妙見岳城が大破した折には分過の馳走を仕つたとある。このことより、先に見てきた大風雨による被害は、萩原道昌が城番を務めていた天文八年から十二年の間に生じた出来事で、十一月十五日付け右田興実書状に見える「当御城」は妙見岳城を指すものと考えて間違いない。

以上四点の史料を見てきたが、これらから併せて考えられることは次のようになると思う。まず第一に妙見岳城には芝矢倉と称される施設や、材木を使用した屏があった。そして第二に、修理は「御城誘」の名のもとに、大内氏から命じられた妙見岳在城衆や宇佐郡内の諸給人が臨時の課役で請け負った。

つまり、大分県内の中世城館に限つていえば、城誘は当初大内氏によつて「御城誘」として、豊前支配の拠点とすべく妙見岳の改修に使用され始め、その改修の具体的行為は、芝や材木、繩などの道具と作業従事者である人夫を率いて大破した箇所(矢倉や屏)の修理する場合や、何からの施設の普請を行うものであった。そして「御城誘」は臨時の課役として命じられるほど重要な事項であった。このことは、妙見岳城に対して、大内氏が大友氏に対抗するための豊前支配の拠点として重要な位置づけを与えていたことの裏付けでもあるのではないだろうか。

これまで、大分県内の中世城館で初めて城誘の表記が現れる妙見岳城について、史料を通じて見てきたが、それは大内氏にとっての城誘を見てることになった。では、大友氏にとつての城誘は、一体何時の時期から現れ、それはどの城郭を対象としたものであったのかについて、次に見ていくたい。

二、大友氏にとつての城誘

大友氏が初めて城誘を史料上に使つたのは、管見の限りでは、享禄三(一五三〇)年の某条々事書⁽¹²⁾の三六カ条目に「一、止所々城誘、家居結構不可然事」とあるのが初見と思われる。この某条々事書写については、外山幹夫氏の研究⁽¹³⁾があり、時の大友家督である義鑑によつて作成されたものであろうとされている。では、先に見てきたように、大内氏が大友氏に対するため豊前支配の拠点として妙見岳城への御城誘を命じていた同時代に、大友義鑑は何故「所々城誘」を止める必要があつたのか。この疑問に応えるため、一つの仮説を立ててみる。つまり大友義鑑が止めようとした城誘は、在地における各領主たちの勝手な築城では無かつたのかということである。そのため某条々事書には城誘の禁止と共にセットで「家居結構不可然事」が記されるのであり、このことは、「所々城誘」という文言と併せて考えれば、領国内の所々で、在地領主が勝手に行つている城誘と、彼らの居館の整備を禁止したものといえるのではないだろうか。この仮説を検証するため、次の大友義鑑書状⁽¹⁴⁾を見ていただきたい。

鹿越城誘之事、去年以来申付候處、于今延引太曲事候、為奉行衆中、稠以催促、急度可被相調事肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

七月廿八日

義鑑(花押)

木付右衛門大夫殿

帶刀右京亮殿

長野清左衛門殿

田原和泉守殿

吉弘長門守殿

都甲伊豆守殿

林 佐渡守殿

大神弥七郎殿

広瀬美濃守殿

田原次郎左衛門殿

この大友義鑑書状の発給年は不明だが、大内義隆と大友義鑑が豊前・豊後の境目で勢力争いを繰り広げていた天文年間の頃と思われる。これによると、大友義鑑が山香郷の諸給人らに対し、山香の鹿越城の城誘を昨年より命じているが、その城誘が停滞していたため、奉行衆を通じて厳しく催促する旨を伝えている。つまり、先に見た享禄三年の某条々事書写では城誘を禁止している義鑑が、この書状では鹿越城の城誘を命じており、その停滞を責めていることから、先の城誘の禁止条項は、仮説で述べたように、領国内の在地領主らの勝手な城郭整備を禁止した条項として考えられるのではないだろうか。大友義鑑は、これまで領国内で在地領主らの独自の判断のもとに行われていた城誘を禁止して、義鑑自身の判断のもと、領国内で戦略上必要となる城郭に対して城誘を命じて、整備していくのではないかと思われる。そのため、この鹿越城は、豊前と豊後の境界に位置する山香郷の豊後よりに所在し、豊前の大内氏に対峙する意味で、豊後の境界を固持するため戦略上必要不可欠であり、また豊前から豊後府内へ侵攻する際の交通の要衝地でもあったため、義鑑は山香郷の給人らに城誘を命じて早急な整備を行なう必要があったのではないだろうか。

また、大友義鑑にとって玖珠の角牟礼城も、豊前に接し筑後から豊後府内への交通の要衝であると、戦略上の重要性が認識されたためか、次にあげた大友義鑑書状⁽¹⁵⁾で城誘を命じている。

就角牟礼城番、夜白辛勞不及申候、殊城誘奉行等之事、別而馳走之由候、案中候、弥無油斷才覺頼入候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

十二月八日
〔天文二〕 義鑑(花押)

平井左衛門尉殿

これによると、天文二(一五三三)年の頃に大友義鑑は玖珠郡の土豪平井左衛門尉に対して、角牟礼での城番をねぎらうとともに城誘奉行としての馳走を感謝している。すなわち玖珠郡の土豪平井氏は大友義鑑の命に従つて角牟礼城に城番として在城し、かつ城誘を指導していたことがうかがえる。では、角牟礼城で行われた城誘とは一体どのような行為なのであろうか。この点について示唆を与えてくれるものが次の大友義鑑書状(1)である。

角牟礼新堀之事、各被存寄別而馳走之由令悦喜候、弥可被添心事頼入候、猶田北大和守可申候、恐々謹言、

八月五日

義鑑(花押)

古後中務少輔殿

田篠継殿輔殿

魚返与三左衛門尉殿

原田右衛門尉殿

魚返新三郎殿

恵良伯耆守殿

中嶋左京亮殿
長野伯耆守殿

この書状は、先の平井左衛門尉宛の大友義鑑書状とほぼ同じ頃に出されたものと思われるが、これによると、古後中務少輔らの玖珠郡衆が角牟礼城の新堀の築造に助力したことがわかる。史料の文言に「城誘」の直接表記は見られないが、先に見た角牟礼城の城誘に関する史料と併せて考えれば、角牟礼城の城誘の具体的行為の一つとして、新堀の築造が考えられるのではないかと思われる。

以上、大友氏の城誘について見てきたが、当初条々で城誘を禁止した義鑑が、鹿越城・角牟礼城と城誘を命じていることから、条々における城誘の禁止は領国内の在地領主の独自な判断による築城もしくは城郭の整備を禁止したものと位置付けることができると思われる。また逆に義鑑が条々で城誘の禁止を唱えなければならないほど、大友領国内における築城もしくは城郭の整備は、個々の在地領主の判断のもと頻繁に行われていたのではないだろうか。そして、大友氏の領国整備の段階を考えた場合、義鑑の時代は、永正一三(一五一六)年の朽網親満の乱、大永七(一五二七)年の佐伯惟治の乱など、領国内における在地領主の抵抗と鎮圧の時代でもあった。そのため、義鑑は領国内の在地領主の抵抗を未然に防ぐためにも、在地領主の独自な城誘を禁止する必要があり、また大内氏や筑後・肥後の反大友勢力に対抗するため、領国内の防衛戦略上必要不可欠な城郭を城誘を通じて整備し、大友氏の直接管轄する城郭として把握していくことを目指したのではないだろうか。その意味において鹿越城と角牟礼城は、大内氏と対峙する義鑑にとって欠くべからざる城郭だったのである。

おわりに

これまで、城誘という文言に着目しながら、妙見岳城・鹿越城・角牟礼城を見てきたが、そのいずれの場合においても、城

誘の従事者は、当該城郭に在城する者、もしくは当該城郭が所在する地域に関与する者であったが、城誘の行為は城郭施設の補修（矢倉や屏）や堀の築造と様々であった。また、大友と大内に關する城郭に限つていれば、城誘の文言は当初大内氏が使用し始め、若干遅れて大友氏が使用するようになつていった。

では、ここで、かつて拙稿において城誘の具体的行為の一つとしてあげた「土囲廻屏」について、今一度、検討を加えておきたい。まずかつて拙稿では、点役免許の特権を与えられた領地にさえ「土囲廻屏」を命じるといった文書⁽¹⁹⁾が、点役免許・検断不入の特権を与えた領地でさえも、「屋作城誘」の負担を強要した十二月三十日付け宇都宮宮内少輔宛の大友義統書状⁽²⁰⁾に類似しているという点から、「土囲廻屏」を城誘の具体的行為の一つと位置付けた。しかし、本稿において検討を加えて、城誘を命じられる者は、当該城郭に在城する者、もしくは当該城郭が所在する地域に関与する者ということが分かった。このことから考えると、「土囲廻屏」を命じる文書はいずれの城郭か不明で、また史料のなかにいずれも「土囲廻屏之儀至諸郷庄申付候」という文言が含まれている。このことは、つまり、城誘を行おうとする特定の城郭に関与する者に与えられたものではなく、領国内の諸郷庄に一国平均役のような形で一齊に命令が出されたことを意味するものである。また、城誘が人に対して命じられているのにくらべて、土囲廻屏は人よりも所領に對して課されているような形となつてゐる。これらの点から考へても特定の城郭の城誘の具体的行為を指すものとは考へにくいものと思われる。しかしながら、本稿の妙見岳で見てきたように、城郭の屏の補修などが行われていることから、かつて拙稿で検討した「土囲廻屏」の文書が、城誘の具体的行為を端的に現しているものでは無いにしても、城誘の行為として屏を廻すことはありえたのではないだろうか。

最後に大友氏が城誘の文言を用いた城郭を再度確認しておきたい。本稿では、大友義鑑が城誘を命じた城郭として鹿越城・角牟礼城を見出すことができた。また、かつて拙稿においては大友義鎮が城誘を命じた城郭として妙見岳城・高位岳城を検出した。これらの城郭は、いずれも境を守るべき城であり、かつ交通の要衝に位置する城郭として位置付けることができる。つまり、大友氏は從来より存在した城郭で、このような条件に合致する城郭を、城誘を通じて再整備し直接的に管轄する城郭と

して、領国内の防衛戦略上に位置付けていたのではないだろうか。まさに、大友氏にとって城誘は、単なる城郭の整備令というものに止まらず、從来在地に所在した城郭を領国防衛上の戦略から、自己のもとに求心的に掌握していく術だったとも考えられる。

注

- (1) 三重野誠「城誘に関する一分析—戦国末期の大友領国を素材として—」(『大分県地方史』一四三号、大分県地方史研究会、一九九一年)
- (2) 田北学編『増補訂正編年大友史料』(以下『編大史』と略す)一五卷一一〇号
- (3) 田北学編『編大史』一三卷一〇三号
- (4) 田北学編『編大史』一三卷一六九号
- (5) 注(2)と同じ
- (6) 『院内町誌』(院内町教育委員会、一九八三年)一〇一頁~一〇五頁
- (7) 田北学編『編大史』一八卷一~六号
- (8) 田北学編『編大史』一八卷一三七号
- (9) 田北学編『編大史』一八卷一六七号
- (10) 田北学編『編大史』一八卷一三八号
- (11) 注(9)と同じ。
- (12) 大分県教育委員会編『大分県史料』二六卷「大友家文書」〔大友記録〕一八号
- (13) 外山幹夫『大名領国形成過程の研究—豊後大友氏の場合—』(雄山閣、一九八三年)
- (14) 田北学編『編大史』一八卷四八七号

(15) 田北学編『編大史』一五卷三六二号の山香郷給人帳によれば、長野清左衛門・都甲伊豆守の名が見えると共に、林・広瀬・吉弘姓の給人名が散見しており、また掛け持ち給人名には木付・帶刀・田原姓が散見することから、義鑑から書状を宛てられた者たちは、山香郷内に所領をもつ給人たちが多くを占めていると考えられる。

(16) 田北学編『編大史』一六卷一九四号

(17) 田北学編『編大史』一六卷一五三号

(18) 注(1)と同じ。

(19) 田北学編『編大史』二二卷一六四号、またこれと同様な「土囲廻屏」の文書として、『編大史』二二卷一七六号、二三卷二三一号などをあげることができる。

(20) 田北学編『編大史』二六卷七七号